

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 長浜南部学校給食センター
委託業務番号	令和6年度 長南学給セ第6号
委託業務名称	電気集塵機保守点検業務
委託業務場所	長浜市南田附町535番地 長浜南部学校給食センター
業務の概要	長浜南部学校給食センターに設置の電気集塵機のユニット洗浄、交換等の保守点検業務
履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	665,500円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県高島市今津町中沼二丁目2番地12 [商号又は名称] 株式会社アイビックス滋賀営業所
契約相手方の選定理由	本業務は、長浜南部学校給食センターの電気集塵機のユニット洗浄、交換等のメンテナンスを行うものである。近隣の住宅、施設等への油煙などの調理臭対策を安定して行うためには、当該機器の構造、整備に熟知し、点検業務に精通している当該機器納入業者である株式会社アイビックス滋賀営業所を契約の相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>